

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和6年12月4日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

下水道使用料の請求漏れについて

令和6年12月4日（水）守口市の一部地域（新橋寺町）において、下水道使用料の請求に漏れが生じたことが判明しました。

守口市では、水道料金と下水道使用料の請求事務を水道局が担っており、当該事務については、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社に委託し実施しています。

この度、下水道課から徴取したデータの移行を、受託事業者が失念し、11月の検針分のうち69件、133,141円の請求漏れが発生したものです。

対象となった69世帯については、本日から利用者に戸別訪問により説明し、ご理解を求めます。

なお、この度の事象については、原因究明の上、受託事業者におけるチェック体制の強化など再発防止策に取組み、今後、利用者の皆さまにご迷惑をお掛けしないよう、万全を期してまいります。

問合せ：守口市水道局経営総務課

電話 06-6991-6774（直通）